

流山市地域防災計画 大規模事故編

(案)

流 山 市 防 災 会 議

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的・構成	1
1 計画の目的	1
2 計画の構成	1
第2節 活動体制	2
第2章 大規模事故対策計画	3
第1節 大規模火災対策計画	3
1 基本方針	3
2 予防計画	3
3 応急対策計画	6
第2節 林野火災対策計画	9
1 基本方針	9
2 予防・計画	9
3 応急対策計画	10
第3節 危険物等災害対策計画	12
1 危険物(消防法)	12
2 高压ガス	14
3 火薬類	16
4 毒物劇物	18
第4節 航空機災害対策計画	20
1 基本方針	20
2 予防計画	20
3 応急対策計画	20
第5節 鉄道災害対策計画	24
1 予防計画	24
2 応急・復旧計画	24
第6節 道路災害対策計画	30
1 基本方針	30

2	道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画.....	30
3	危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画.....	33
第7節	放射性物質事故対策計画	34
1	基本方針	34
2	放射性物質事故の想定	34
3	放射性物質事故予防対策	34
4	放射性物質事故応急対策	35

第1章 総 則

第1節 計画の目的・構成

1 計画の目的

都市化の進展や産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故など、ひとたび発生すると大規模になる事故災害のおそれがあり、更には千葉県内には成田国際空港を擁し、東京国際空港の空路も県内を通過していることから、航空機事故の危険性も皆無とは言えない。こうした大規模事故災害により、多数の死傷者が発生した場合には、事故に遭遇した人々を迅速に救出・救護するとともに、事故の拡大を防止し、住民の生命・身体・財産を確保するため必要な措置をとる必要がある。したがって、大規模事故災害に対応するため、また、事故の特殊性及び影響が甚大な放射性物質事故に対応するため、これらの対策について定める。

この計画では、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定める。この計画に定められていないものについては、震災対策計画編の規定に準ずるものとする。また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、震災対策計画編の災害復旧計画に準ずるものとする。

2 計画の構成

流山市地域防災計画の「大規模事故編」は、「風水害等編」及び「震災編」と併せた3編構成の1編であり、その内容は「総則」と「大規模事故対策計画」の2章で構成する。

また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき大規模事故対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。

第 2 節 活動体制

(1) 配備基準

災害の種類	警戒配備	非常配備 【災害対策本部の設置】
大規模火災	大規模火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。	大規模火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めるとき。
林野火災	林野火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。	林野火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めるとき。
危険物等災害	危険物等事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。	危険物事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めるとき。
航空機災害	航空機事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。	航空機事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めるとき。
鉄道事故	鉄道事故により災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。	鉄道事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めるとき。
道路災害	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。	道路事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めるとき。
放射性物質事故	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。	放射性物質事故により重大な被害が発生し、市長が必要と認めるとき。

(2) 配備体制の決定者

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう、市災害対策本部の設置決定者及び代決者は、次のとおりとする。

表 市災害対策本部の設置決定者

区 分	決 定 者	代 決 者	
		1	2
市災害対策本部	市 長	副市長	市民生活部長

(3) 災害対策本部の組織及び運営

震災編第 3 章第 1 節第 3「2. 災害対策本部の組織構成及び機能」及び同じく「5. 市災害対策本部の運営」に準ずる。

(4) 職員の動員

震災編第 3 章第 1 節第 3「6. 動員配備計画」に準ずる。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

1 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

2 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

【都市計画課・建築住宅課・予防課】

ア 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

(ア) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

(イ) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

イ 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(2) 防災空間の整備・拡大

【都市計画課・まちづくり推進課・みどりの課・

道路整備課・道路建設課・河川課】

ア 市は、都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

イ 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

市は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

ウ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

市は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っている。

エ 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

(3) 市街地の整備

【都市計画課・まちづくり推進課・西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所】

市は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

(4) 火災予防査察

【予防課・消防署】

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

防査察の主眼点

ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・防火用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

ウ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市火災予防条例どおり確保されているかどうか。

エ 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市火災予防条例に違反していないかどうか。

オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市火災予防条例に違反していないかどうか。

カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 多数の者を収容する建築物の防火対策

【予防課・消防署】

ア 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- (ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- (イ) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- (ウ) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- (エ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- (オ) 従業員等に対する防災教育の実施

イ 定期点検報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(6) 大規模・高層建築物の防火対策

【予防課】

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となる。

よって、関係機関は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「(5)多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- (ア) 高水準消防防災設備の整備
 - (イ) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - (ウ) 防災センターの整備
- イ 防災センター要員に対する高度な教育の計画的な実施

(7) 文化財の防火対策

【生涯学習課】

本市は、歴史的、学術的価値の高い文化財を指定文化財として保護しているが、木造建築等の有形文化財は火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

ア 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

(8) 消防組織及び施設の整備充実

【消防総務課・消防防災課】

ア 消防組織

市は消防職員・団員の確保に努める。

市は、消防組織の充実強化を推進するため、県から情報提供等の支援を受ける。

イ 消防施設等の整備充実

市は、作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等、市の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

【総務班】

ア 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

【総務班・情報収集班】

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(3) 災害救助法の適用

【総務班・救援庶務班】

災害救助法の適用については、震災編第3章第1節「第4 災害救助法の適用手続等」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用については、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

(4) 消防活動

【警防班】

- ア 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- イ 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- ウ 市が発災現場以外の場合は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 救助・救急計画

【救護班・警防班・医療機関】

- ア 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- イ 市は、必要に応じ、民間からの協力等を得て、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(6) 交通規制計画

【避難誘導交通班・流山警察署】

交通規制は、流山警察署が現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確に行うものとする。

(7) 避難計画

【避難誘導交通班・流山警察署】

- ア 発災時には、市及び流山警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

ウ 市は、必要に応じて避難場所を開設する。

(8) 救援・救護計画

【救援庶務班・救護班】

食料・飲料水・生活必需品等供給については、震災編第3章「第7節 救援計画」、医療救護については、同じく「第6節 医療救護・防疫等活動計画」に定めるところによる。

第2節 林野火災対策計画

1 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念されるところである。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

2 予防・計画

(1) 広報宣伝

【安心安全課・指導課・予防課】

ア 各種広報などによる注意

市は、市防災行政無線、市民だより、回覧板、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞等を利用し住民の注意を喚起する。

イ 学校教育の指導

市は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

ウ 山火事予防運動の実施

市は、県と協力し、山火事予防運動週間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

(2) 法令による規制

【安心安全課・消防本部】

ア 市条例で定める火の使用制限(消防法第22条第4項)

市は、住民に対し、火災警報発令下における市条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

イ 一定区域におけるたき火、喫煙の制限(消防法第23条)

林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 予防施設の設置

【安心安全課・予防課】

市は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

(4) 林野等の整備

【森林所有者】

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、消火活動に資する。

3 応急対策計画

(1) 消防計画の樹立

【総務班・予防消防班】

ア 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

市は、県の指導により、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成させ、消防団等にあらかじめ配布しておく。

イ 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。

ウ 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

(2) 総合的消防体制の確立

【総務班・救護班・予防消防班】

ア 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立する。

イ 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した市長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

ウ 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

エ 地域自衛組織の育成

地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

オ 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

カ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互

応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

キ 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

(3) 避難計画

【避難誘導交通班・流山警察署】

市は流山警察署と協力し、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

(4) 立入禁止区域の設定等

【流山警察署】

流山警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

道路上での危険物等の災害については、大規模事故編第2章第6節「道路災害対策計画」の定めるところによる。

1 危険物(消防法)

(1) 基本方針

危険物(石油等)による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

【安心安全課・予防課・事業者】

ア 事業所等

(ア) 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

(イ) 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物施設」という。)の規模に応じ、次の人員を配置する。

a. 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令(以下「危政令」という。)で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

b. 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

c. 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

(ウ) 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

a. 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

b. 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

c. 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

イ 市

(ア) 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

(イ) 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

a. 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する確かな防災計画を策定する。

b. 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

c. 消防体制の強化

消防本部は、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

d. 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての確かな教育を行う。

(3) 応急対策計画

【総務班・避難誘導交通班・予防消防班・警防班・流山警察署・県・事業者】

ア 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者(以下「責任者」という。)は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

(ア) 通報体制

a. 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

b. 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

(イ) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(ウ) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

イ 市及び関係機関

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

(ア) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(イ) 救急医療

消防本部は、当該事業所、県、医療機関と連携し、負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。実施にあたり、流山警察署、その他関係機関から協力を得る。

(ウ) 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(エ) 避難

市は、流山警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(オ) 警備

流山警察署は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(カ) 交通対策

道路管理者、流山警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

(キ) 原因の究明

消防本部は、県、労働局、学識経験者と協力し、災害の発生原因の究明にあたる。

2 高圧ガス

(1) 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

【安心安全課・予防課・事業者】

ア 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(オ) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(カ) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(キ) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 市

(ア) 防災資機材の整備

- a. 消防本部は県と連携し、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。
- b. 消防本部は県と連携し、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(3) 応急対策計画

【総務班・救護班・予防消防班・警防班・流山警察署・県・事業者】

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

高圧ガス施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(エ) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(オ) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

イ 市及び関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(ウ) 防災資機材の調達

a. 消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、県と協力して防災資機材を調達する。

b. 流山警察署、消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(エ) 被害の拡大防止措置及び避難

a. 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

b. 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

(オ) 原因の究明

消防本部は、県、労働局、学識経験者と協力し、災害の発生原因の究明にあたる。

3 火薬類

(1) 基本方針

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

【安心安全課・予防課・事業者】

ア 事業所等

(ア) 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

(イ) 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

a. 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

b. 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

c. 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

d. 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

(ウ) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(エ) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 市

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(3) 応急対策計画

【総務班・予防消防班・警防班・流山警察署・県・事業者】

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

火薬類施設が被災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(イ) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

イ 市及び関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(ウ) 被害の拡大防止措置及び避難

- a. 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
- b. 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。
- c. 流山警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(エ) 原因の究明

消防本部は、県、労働局、学識経験者と協力し、災害の発生原因の究明にあたる。

4 毒物劇物

(1) 基本方針

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

(2) 予防計画

【安心安全課・予防課・事業者】

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(ア) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

(イ) 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

(ウ) 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。

(エ) 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急

措置の技術の習熟に努める。

(オ) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記(ア)から(ウ)により危害防止に努める。

(3) 応急対策計画

【総務班・救護班・予防消防班・警防班・県・事業者】

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(ア) 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、柏健康福祉センター、流山警察署、又は消防本部へ通報を行う。

(イ) 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

イ 市及び関係機関

(ア) 緊急通報

消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合、県(柏健康福祉センター)、流山警察署へ連絡するとともに状況に応じてその他の防災機関と連絡調整を図る。

(イ) 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

(ウ) 救急医療

消防本部は、大量流出事故等に際して、県(柏健康福祉センター)、流山警察署、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(エ) 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

第4節 航空機災害対策計画

1 基本方針

本計画は、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空機災害」という。)が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

(1) 防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、空港事務所、県、関係市町村等(以下、一括して「関係機関」という。)が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

2 予防計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

【安心安全課】

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

(2) 協力・応援体制の整備

【安心安全課】

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

【安心安全課・消防防災課】

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

(4) 防災訓練

【安心安全課・消防防災課】

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

3 応急対策計画

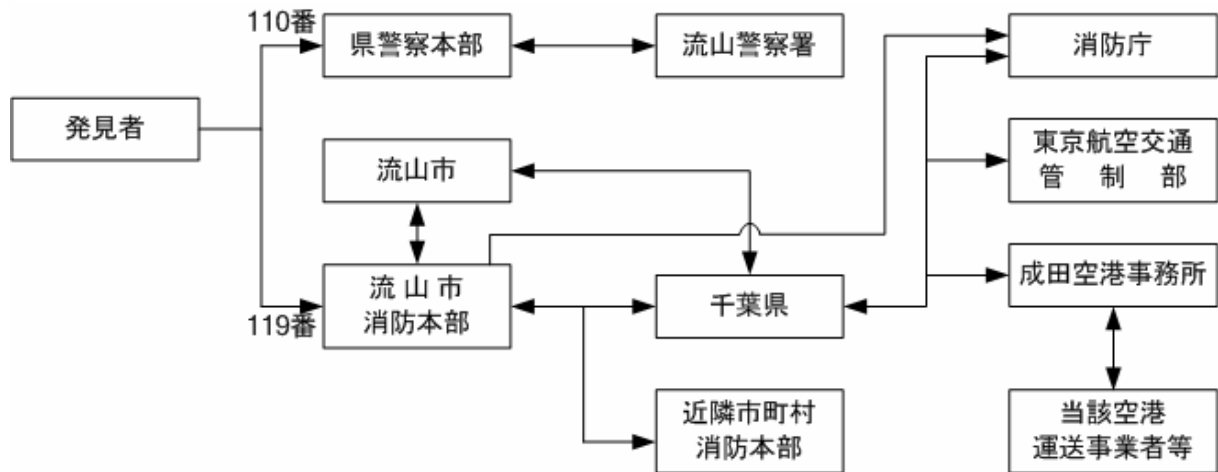
航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

(1) 情報の収集

【総務班・情報収集班】

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

情報受伝達ルート(発生地点が流山市内の場合)



(2) 応急対策

【総務班・予防消防班・警防班・救護班・防疫衛生班・流山警察署・関係機関】

関係機関は、流山市内で航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

ア 搜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁がこれに協力する。

イ 消防活動

(ア) 実施機関

市(消防本部)

(イ) 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

(ウ) 実施内容

- a. 航空機災害に係る火災が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- b. 航空機災害に係る火災が発生した場合、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- c. 災害の規模等が大きく、市消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

ウ 救出救護活動

(ア) 実施機関

当該航空運送事業者、市、県警察、千葉県

(イ) 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、流山市医師会、流山市歯科医師会、流山市薬剤師会、近隣市町村消防機関

(ウ) 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

a. 救出班の派遣

乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

b. 救護班の派遣

負傷者の救護は、市及び県医師会、市及び県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する救護班は、震災編第3章「第6節 医療救護・防疫等活動計画」の定めるところによる。

c. 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として市内に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

工 救急、搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

オ 死体の収容

原則として流山市が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、震災編第3章第6節「第4 行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画」の定めるところによる。

力 交通規制

流山警察署は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

キ 広報

(ア) 実施機関

空港事務所、当該航空運送事業者、市及び流山警察署等が実施する。

(イ) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

- a. 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- b. 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- c. 地域住民等への協力依頼
- d. そのほか必要な事項

ク 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等を密接な連携を図りつつ、震災等編第3章「第6節 医療救護・防疫等活動計画」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、同じく「第11節 障害物の除去・清掃計画」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

(3) 応援体制

【総務班・物資輸送班・消防総務班・予防消防班・警防班・県・関係機関】

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、市は臨機応変に応援を要請することとする。

当該空港運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
近隣の市町村・消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
近隣市町村の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達

第5節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。なお、対象となる鉄軌道事業者は以下のとおり。

- ・東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)
- ・東武鉄道(株)
- ・総武流山電鉄(株)
- ・首都圏新都市鉄道(株)

1 予防計画

(1) 各事業者による予防対策

【東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)・東武鉄道(株)・
総武流山電鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものである。

(2) 行政等による予防対策

【安心安全課・道路管理課・道路建設課】

ア 市は、県、国、公共機関及び鉄軌道事業者との間で、相互の情報収集・連絡体制の整備を図る。

イ 市は、県、国、道路管理者及び鉄軌道事業者と協力して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

2 応急・復旧計画

(1) 行政等による応急活動体制

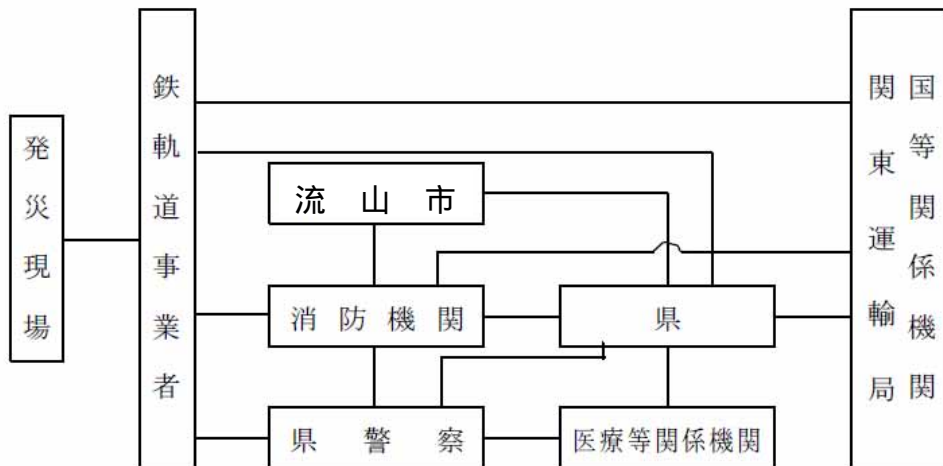
【総務班】

市は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

【総務班・情報収集班】

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX
交通環境部 情報・防災課	-	-	045-211-7269	045-211-7270

注)鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全対策課 (NTT電話 045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-255-4886
東武鉄道(株)	運転指令	642-721	642-722	03-3621-5243	03-3621-5244
総武流山電鉄(株)	技術部	-	-	04-7158-0117	-
首都圏新都市鉄道(株)	鉄道事業本部 ・管理課	-	-	03-3839-7352	03-3839-7368

(3) 相互協力・派遣要請計画

【総務班・予防消防班・事業者】

ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

イ 市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

ウ 市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(4) 消防活動

【警防班・事業者】

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

イ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(5) 救助・救急計画

【救護班・消防防災班・警防班・医療機関・事業者】

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

イ 消防本部は、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
また、必要に応じ、民間からの協力等を得る。

ウ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(6) 交通規制

【流山警察署】

流山警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

(7) 避難計画

【総務班・避難誘導交通班】

ア 発災時には、市及び流山警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

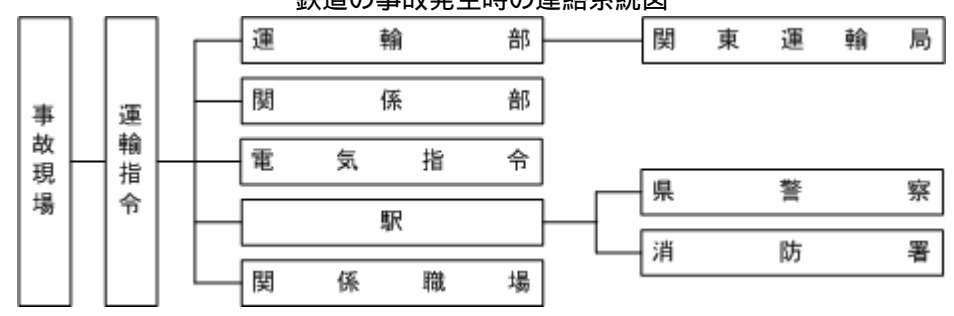
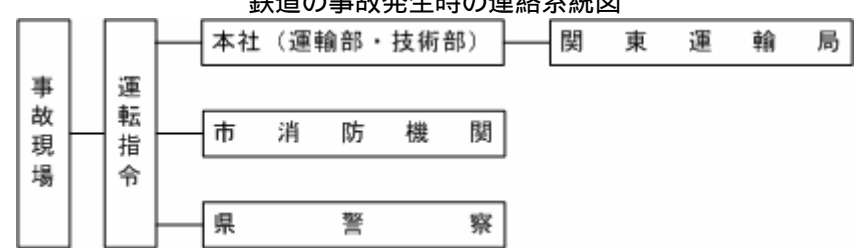
イ 避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

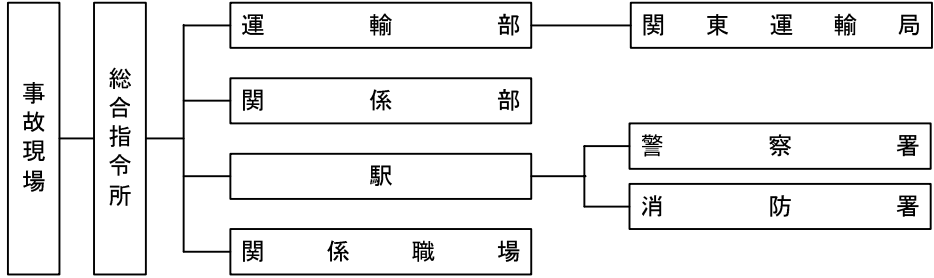
ウ 市は、必要に応じて避難場所を開設する。

(8) 各事業者による応急・復旧対策

【東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)・東武鉄道(株)・
総武流山電鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】

事業者	概要
<p>東日本旅客鉄道(株)千葉支社</p>	<p>【応急復旧対策】 旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処置手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。 ア 災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、市社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。 イ 自衛消防隊 自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等による初期消火作業を行う。 ウ 救護 千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>【情報連絡体制】 鉄道事故情報等の連絡</p> <div data-bbox="459 1081 1302 1346" style="text-align: center;"> <p>鉄道の事故発生時の連絡系統図</p> <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社 (総務部安全)] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] </pre> </div> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>
<p>東武鉄道(株)</p>	<p>【応急復旧対策】 列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生(発生が見込まれる)場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、冷静沈着な判断と、臨機な処置をとり「東武鉄道防災規程」「鉄道事業部門防災規程」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。 ア 災害対策本部・鉄道事業部門災害対策本部の設置 災害の発生に際し、的確な処置を行うため、社内及び関係他機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。 イ 事故復旧本部 発災に伴う事故現場付近には、必要により「鉄道運転事故応急処置手続き」に基づき事故復旧本部を設置する。 なお、必要により責任区域を指定された駅長に対し、その区域の総括責任者として処理にあたらせる。 駅長は、人命救助を最優先し、従業員と協力し、応急手当を講じるとともに併発事故の防止に努める。</p>

	<p>【情報連絡体制】 鉄道事故情報等の連絡</p> <p style="text-align: center;">鉄道の事故発生時の連絡系統図</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>
<p>総武流山 電鉄(株)</p>	<p>【応急・復旧対策】</p> <p>ア 列車走行中に事故災害が発生した場合は、乗務員は冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>イ 公設消防隊の到着するまで、駅長の指揮により消火器等により初期消火作業を行う。</p> <p>ウ 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、災害対策本部を設置し、早期復旧を図る。</p> <p>【情報連絡体制】 鉄道事故情報等の連絡</p> <p style="text-align: center;">鉄道の事故発生時の連絡系統図</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び市の消防機関に連絡する。</p>

<p>首都圏新 都市鉄道 (株)</p>	<p>【応急・復旧対策】 ア 対策本部の設置 事故又は災害が発生した場合、対策本部を設置して、事故又は災害等の情報の集約、関係機関への対応に努めるとともに、現地本部への指示・助言を行う。 イ 現地本部の設置 事故現場に現地本部を設置して、旅客の救護及び避難誘導に努めるとともに、事故・災害等の速やかな復旧を図る。</p> <p>【情報の連絡体制】 鉄道事故情報等の連絡</p> <p style="text-align: center;">鉄道の事故発生時の連絡系統図</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[総合指令所] B --- C[運輸部] B --- D[関係部] B --- E[駅] B --- F[関係職場] C --- G[関東運輸局] E --- H[警察署] E --- I[消防署] </pre> <p>【浸水事故発生時の措置】 ア 救援活動：換気口、駅出入口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を行う。 イ 万一浸水した場合は、直ちに旅客を安全な個所へ誘導し安全を図る。</p>
------------------------------	--

第6節 道路災害対策計画

1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

計画の対象となる道路災害

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

(1) 予防計画

【道路管理課】

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとよりすべての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	<p>異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>
	市	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p> <p>また、市道の計画、建設及び改良にあたっては、県から道路構造物の被災の防止に係る技術指導を受ける。</p>

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(2) 応急対策計画

【総務班・情報収集班・避難誘導交通班】

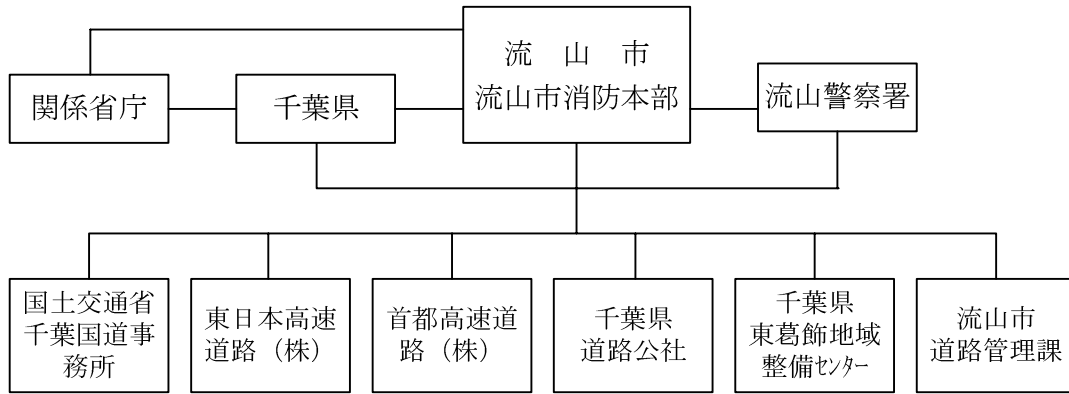
ア 情報の収集・伝達

(ア) 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、市、市消防本部及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

(イ) 情報連絡系統

情報連絡系統は次のとおり。



イ 応急活動

(ア) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。また、市は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

(イ) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 流山警察署	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	市	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防本部及び市に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
	流山警察署	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

(1) 予防計画

【道路管理課・事業者】

ア 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

(2) 応急対策計画

【総務班・避難誘導交通班・秘書広報班・予防消防班・警防班・流山警察署】

ア 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

イ 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

ウ 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

エ 避難

市及び流山警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

オ 広報

市は、地域住民等の民心の安定のため、関係機関と協力して、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

第7節 放射性物質事故対策計画

1 基本方針

核燃料物質・放射性同位元素等(以下「放射性物質」という)の取扱等の状況を把握することは、国の所掌事項であり、市及び千葉県では放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、本計画に放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めることとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとする。

2 放射性物質事故の想定

(1) 市内の核燃料物質使用事業所における事故の想定

市内には核燃料物質使用事業所は存在しないため、事業所において大量の放射線が放出される事故の可能性はない。

(2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が市内を通過する可能性は大きい。

本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

この事故によって、付近の住民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

(3) 他地域事故に伴う本市への影響想定

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は千葉県内には存在しないが、隣接する茨城県や神奈川県には施設が所在している。

当該施設の事故発生時の影響範囲については、両県とも重点的に防災対策を実施する地域を施設から最大でも10km以内としており、本市への直接的な影響はないと考えられる。

3 放射性物質事故予防対策

(1) 放射性物質取扱施設の把握

【安心安全課】

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及

び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

4 放射性物質事故応急対策

(1) 情報の収集・連絡関係

【総務班・情報収集班・予防消防班・県・国・事業者】

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、警察、消防本部、放射性物質取扱事業者、核燃料物質輸送事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(ア) 事故発生直後の情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者等は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、市、消防本部、県、警察及び国の関係機関に通報するものとする。

- a. 事故発生の時刻
- b. 事故発生の場所及び施設
- c. 事故の状況
- d. 放射性物質の放出に関する情報
- e. 予想される被害の範囲及び程度等
- d. その他必要と認める事項

放射性物質取扱事業者等から受けた情報は、県が直ちに総務省消防庁、文部科学省、必要に応じ、経済産業省、国土交通省等に連絡を行い、市は、県及び関係機関等と対応策を協議するものとする。

(イ) 緊急時のモニタリング活動の実施

県は、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握を行い、市はこれに必要な協力を行うものとする。

- a. 大気汚染調査
- b. 水質調査
- c. 土壌調査
- d. 農林水産物への影響調査
- e. 食物の流通状況調査

イ 通信手段の確保

市は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者により、市及び防災関係機関等の通信確保を優先的に行うものとする。

(2) 応急活動体制の整備

【総務班・消防総務班・事業者】

ア 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置する。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

イ 応急対策活動情報の連絡

事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県から実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。

ウ 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また、市は、近隣市町村との消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

(3) 緊急時医療体制の整備

【総務班・予防消防班・県・医療機関】

ア 被ばく治療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握しており、また、県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っている。

したがって、市（消防本部）は、あらかじめ県とともに、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備しておくものとする。

(4) 防護資機材の整備

【総務班・予防消防班・流山警察署・県】

市、消防本部、県、警察は、放射性物質事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めることとする。

(5) 消火活動

【警防班】

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確

保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部は、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(6) 退避施設の選定及び退避誘導

【避難誘導交通班】

ア 退避施設の指定

市は、環境に影響を及ぼすような市内外の放射性物質事故に備え、必要に応じあらかじめ地域ごとのコンクリート屋内退避施設を選定するとともに、住民への周知を図るものとする。

イ 退避誘導

市は、市内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

(7) 広報活動体制の整備

【秘書広報班】

市は、放射性物質事故発生時に、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、広報車やインターネット等を通じて、地域住民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報活動体制を整備するものとする。

(8) 放射性物質等による汚染の除去

【消防本部・県・国・事業者】

事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

【総務班・予防消防班・県】

ア 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

イ 住民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

ウ 訓練の実施

市は、県が実施する放射性物質事故を想定した訓練に参加、協力するものとする。